



出産したお母さんへのお祝い

真岡市赤ちゃん誕生祝金 が支給になります。



ご出産おめでとうございます。

真岡市では、「市民だれもが安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」に取り組んでいます。新しい市民の誕生を祝福し、未来の真岡市を担う次世代の育成を推進するため、お母さん又はお父さんに支給する「真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例」を平成27年4月に制定し、平成29年4月1日からは、少子化対策及び多子世帯を支援するため、第3子以降の祝金を拡充しました。

【支給対象者】

- ① 真岡市に住所を有し、出生届により真岡市に住所を有する赤ちゃんを出産した人
又はその配偶者
- ② 出産をした日から6か月以内に申請をした人
- ③ 本人及びその配偶者に市税等の滞納がないこと

【祝 金】

- ① 第1子 20,000 円
- ② 第2子 20,000 円（1子を出産した場合に限る。）
- ③ 第3子以降 30,000 円（2子以上を出産した場合に限る。）

【申 請】

認定申請には、下記のものが必要となります。

- 赤ちゃん誕生祝金認定申請書
- 母子健康手帳の写し（第2子以降は、第1子以降の写し）
- 申請者本人の預金通帳
- 市税を納めたことがわかるもの（領収書等）
※市税を納付してから10日以内の方



- ◎ オンラインでの申請も可能です。
※赤ちゃんが第5子以降の場合はオンライン申請が
ご利用できませんので、認定申請書に必要書類を
添えてこども家庭課までご提出ください。
※オンラインでの申請は利用者情報の登録が必要です。



赤ちゃん祝金
お手持ちのスマート
フォンで申請するこ
とができます。

☆☆☆ 真岡市では、赤ちゃんの健やかな成長を願っています。☆☆☆

（裏面が認定申請書になっています。）

《申請する場所・問い合わせ》
こども家庭課 子育て支援係
（本庁舎1階）
TEL 0285-83-8131